

福知山市社会福祉協議会
令和2年度 地区福祉推進協議会活動助成金 交付要綱

1. 目的

福知山市における地域福祉活動の推進を図るため、地区福祉推進協議会(以下「推進協」という。)が取り組む地域福祉活動に対して、福知山市社会福祉協議会(以下「社協」という。)が支援することを目的とします。

2. 対象団体

本助成金の交付対象となる団体は、住民主体の地域福祉活動に取り組む、推進協とします。

3. 対象経費

本助成金の交付対象となる経費は、推進協が実施する地域福祉活動(事業)に係る経費とします。

(消耗品費、印刷製本費、賃借料、バス代、通信運搬費、旅費、謝金、食糧費など)

ただし、社協会長が特に必要と認めた経費については、その限りではありません。

【注意事項】

- ・視察研修等に係るバス代(バス借上げ料・運転手代・ガソリン代)については、費用の総額の2分の1以下とし、上限は5万円とします。
- ・役員会などに係る費用(会議費)については対象とします。
- ・対象団体の構成員の人件費(役員手当等)は対象外です。

4. 限度額

1団体の助成額は、15万円を上限とします。

※バス代については、費用の総額の2分の1以下とし、上限は5万円とします。また、年度末の報告時には、バス代が明確に分かるものを添付してください。

5. 財源

本助成金は、福知山市補助金・社協会費・善意銀行(寄付金)を財源として行うものです。

6. 申請について

- ・助成を受けようとする団体は、推進協活動助成金交付申請書(様式1-①)に、活動計画書(様式1-②)及び収支予算書(様式1-③)を添えて、社協会長へ提出してください。
- ・継続して申請を行い、なおかつ申請額が増額する団体は、増額する理由を明確にして、申請してください。
- ・申請を行う団体は、当年度の推進協の総会資料(事業報告書・収支決算書など)を添えて提出してください。

【提出締切】令和2年6月19日(金)締切

7. 交付決定について

- ・社協会長が申請書を受理したときは、その内容を審査して助成の可否並びに助成金の交付額を決定し、推進協活動助成金交付決定通知を申請団体へ交付するものとします。
- ・助成金は交付決定後、原則として指定口座振り込みにより交付するものとします。

【交付時期】令和2年7月下旬頃

8. 報告について

- ・助成金の交付を受けた団体は、年間の活動が終了後、実施報告書(様式2-①)に、活動報告書(様式2-②)及び収支決算報告書(様式2-③)を添えて社協会長に提出してください。
- ・収支決算報告書(様式2-③)には、領収書(原則として原本)を添付してください。

【提出締切】令和3年4月16日(金)締切

9. 助成の取消や返還について

- ・助成金の交付を受けた団体は、助成金を目的外に使用したときは、助成金の全額または一部を返還してください。
- ・助成金の交付を受けた団体は、活動の実施後において、既に交付を受けた助成金に残額があるときは、当該残額を返還してください。
- ・上記の事態の場合は、速やかに社協まで連絡してください。

10. その他

- ・この要綱に定めるもののほか、必要な事項は社協会長が定めます。
- ・それぞれの様式については、社協ホームページの地域福祉推進事業のページより、ダウンロードできます。

※お問い合わせ先※ **社会福祉法人 福知山市社会福祉協議会**

本所

〒620-0035 福知山市字内記 10-18(福知山市総合福祉会館内)

TEL:25-3211 FAX:24-5282

三和支所

〒620-1442 福知山市三和町千束 515(福知山市役所三和支所内)

TEL:58-3713 FAX:58-3732

夜久野支所

〒629-1322 福知山市夜久野町平野 1030(ふれあいの里福祉センター内)

TEL:38-1200 FAX:38-1230

大江支所

〒620-0301 福知山市大江町河守 252(北部保健福祉センター内)

TEL:56-0224 FAX:56-1654